



第47期

定時株主総会招集ご通知

- 日時** 平成29年6月29日（木曜日）
午前11時
- 場所** 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
当社 本社1階ホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

目次

● 第47期定時株主総会招集ご通知	1
● 添付書類	3
事業報告	3
● 連結計算書類	19
● 計算書類等	28
監査報告書	36
● 株主総会参考書類	40
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役2名選任の件	
第3号議案 補欠監査役2名選任の件	

証券コード 2903
平成29年6月2日

株 主 各 位

大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シロブーズ株式会社
代表取締役社長 松 本 崇 志

第47期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第47期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）【午前11時】
2. 場 所 大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
当本社 1階ホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項
 1. 第47期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第47期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知を当日会場までご持参くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

(当社ウェブサイト <http://www.shinobufoods.co.jp/>)

当日、総会開始前は受付が大変込み合いますのでお早目のご来場をお願いいたします。

また、当社ではノーネクタイの「クールビズ」にて対応させていただきますので、ご了承賜りますよう、お願い申し上げます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 企業集団の事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、経済政策等を背景に緩やかな回復基調が続きましたが、海外の政策動向や新興国等の景気下振れリスクなど、不確実な状況で推移いたしました。また、個人消費は持ち直しの動きが続いているものの足踏みがみられ、中食業界で事業を展開する当社グループの経営環境は厳しい状況となりました。

こうした状況下、当社グループは中期経営計画（平成28年3月期～平成32年3月期）における4つの基本戦略、「継続的な売上成長」、「コスト競争力の強化」、「人材の育成」、「環境への取り組み」に基づき目標達成に向け取り組んでおります。

販売面では、食品添加物の削減やおかずの内製化にこだわった鮮度感・手作り感のあるお弁当のブランド、「真菜ごころ」シリーズの販売を開始し、ラインナップの拡充や販売地域の拡大を行いました。また当社を代表するおにぎりのブランド、「おにぎりQ」シリーズは、海苔と中具に徹底的にこだわりリニューアルを行いました。これらにより、主要取引先であるコンビニエンスストアやスーパーマーケットにおいて順調に売上を伸ばしました。

生産面では、炊飯設備の入替え、短時間で調理ができる過熱蒸気オーブンや旨みを逃がさない解凍機などの最新調理機器の導入により、品質向上を図るとともに生産能力の増強を行いました。また、高い性能を持つ機器を効果的に使用するためのメーカーと連携した研修会や生産管理部による勉強会等を行い、従業員への積極的な教育を通じて安全・安心な商品の提供に取り組みました。

コスト面では、製品アイテムの集約を行い、類似食材の統合、材料ロスの削減、設備投資による省人化、生産工程の見直しなどコストの増加を抑える取り組みを積極的に行いましたが、精米や海苔等の原材料価格の値上がりや人員不足に起因する生産性の悪化がありました。

この結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は前期比16億4千6百万円増の460億5千9百万円、経常利益は前期比3億6百万円減の9億4千4百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比1億3千6百万円減の6億6千2百万円となりました。

② 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は21億7千7百万円であり、その主なものは、新工場の建設用地の取得や各工場における増産及び生産性向上のための合理化投資であります。なお、生産能力に重要な影響を及ぼす固定資産の売却・撤去または滅失はありません。

③ 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度において、設備投資など事業活動に必要な資金は、自己資金及び金融機関からの借入金等により調達いたしました。その他の増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

(2) 企業集団の財産及び損益の状況

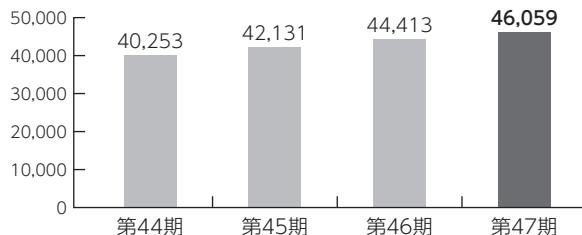
(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 44 期 (平成26年 3月期)	第 45 期 (平成27年 3月期)	第 46 期 (平成28年 3月期)	第 47 期 (平成29年 3月期)
売 上 高	40,253	42,131	44,413	46,059
経 常 利 益	916	1,391	1,251	944
親会社株主に帰属する当期純利益	513	681	799	662
1株当たり当期純利益	36円67銭	51円15銭	61円75銭	51円99銭
総 資 産	17,387	18,680	19,804	21,034
純 資 産	9,845	10,115	10,570	11,125
1株当たり純資産額	724円79銭	774円90銭	823円93銭	862円12銭

- (注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出、また1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。
 3. 当連結会計年度の状況につきましては、前記「1. 企業集団の現況に関する事項 (1) 当連結会計年度の事業の状況 ① 企業集団の事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

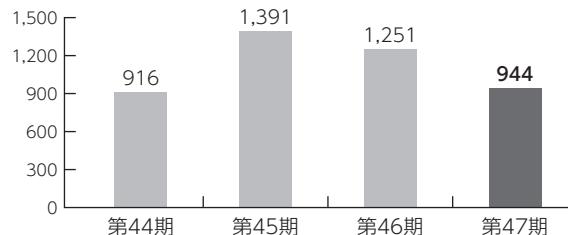
売上高

(単位：百万円)



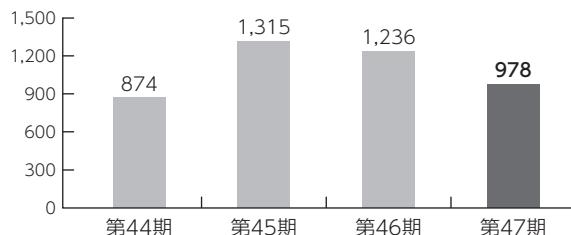
経常利益

(単位：百万円)



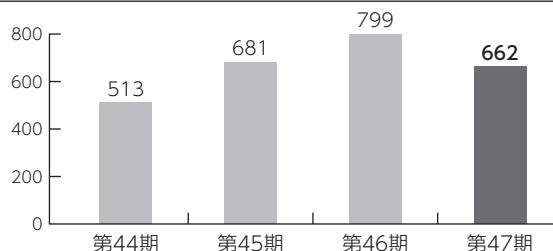
営業利益

(単位：百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)



(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社エス・エフ・ディー	10百万円	100%	不動産の賃貸及びコンビニエンスストアの経営
巽パン株式会社	10百万円	70%	原材料の仕入、販売

(注) 株式会社エス・エフ・ディーは、コンビニエンスストアを経営しておりましたが、契約期間満了のため平成29年1月31日をもってコンビニエンスストアの経営を終了しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「継続的な売上成長」「コスト競争力の強化」「人材の育成」「環境への取り組み」を基本戦略とする中期経営計画（平成28年3月期～平成32年3月期）を策定し、計画達成に向け活動を進めております。

①継続的な売上成長の確保

当事業年度においては、鮮度感・手作り感にこだわったお弁当、「真菜ごころ」シリーズや当社の代表的なブランド、「おにぎりQ」のリニューアルなど、お取引先さまに喜ばれる商品の開発に取り組みました。

今後は、「真菜ごころ」シリーズのブラッシュアップに加え、麺をはじめとする惣菜製品の開発や宅配弁当事業の拡大などにより継続的な売上成長に努めてまいります。

②コスト競争力の向上

当事業年度は、商品のブランド化にともなう大ロット生産に取り組むとともに、徹底した食材・包材アイテムの集約を取引先と協働して行うとともに、省人化に向けた生産機器の導入を進め、生産効率の改善に取り組みました。

今後は、食材・包材アイテムの集約とオートメーション化を継続するとともに、生産工程の整備と人員配置の最適化を図り、生産効率の向上に努めてまいります。

③現場力強化に向けた人材育成

当事業年度は、風通しの良い組織を目指して品質管理や資材など機能別に部会を立ち上げ、コミュニケーションと情報の共有を図りました。

また、次世代幹部の育成に向けた研修として、工場長を対象としたマネジメント研修を実施いたしました。

今後は、引き続き従業員の心と身体の健康を守り、安全で働きやすい職場環境の整備を行うとともに、従業員の評価制度の構築に取り組み、現場力向上を図ってまいります。

④環境負荷の軽減

企業としての社会的使命を果たすべく、再生可能な資源(R P F)への分別を進めるとともに、製品残の廃棄ルールの徹底や食材ロス削減による廃棄量の削減に取り組みました。今後は、省エネ効果の高い生産機器の導入や食品残渣分解装置導入の検討、CO₂排出量の見える化による削減など、環境負荷の軽減を図ってまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成29年3月31日現在)

当社の主な事業内容は、弁当、おにぎり、調理パン、寿司及び惣菜等の製造販売であります。

(6) 主要な事業所 (平成29年3月31日現在)

本 社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
工 場	
大 阪 工 場	大阪市西淀川区福町1丁目9番16号
関 西 工 場	大阪市西淀川区御幣島2丁目11番30号
京 滋 工 場	滋賀県栗東市六地藏1163
千 葉 工 場	千葉県八千代市上高野1734番1
名 古 屋 工 場	愛知県弥富市四郎兵衛1丁目128番地
岡 山 工 場	岡山県総社市中原字巽原88番の2
広 島 工 場	広島県尾道市美ノ郷町本郷1番地65
四 国 工 場	香川県観音寺市柞田町字干拓丁93番7号
子会社	
株式会社エス・エフ・ディー	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
巽パン株式会社	大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号

(7) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
493名 (2,190)名	4名 (28)名

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、()内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
493名 (2,185)名	5名 (31)名	39.1才	8.6年

(注) 使用人数は、就業人員数であり、パートタイム・アルバイト従業員数は、()内に1日8時間労働換算の期中平均雇用人員数を記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成29年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱東京UFJ銀行	909 百万円
三井住友信託銀行株式会社	903
株式会社三井住友銀行	443
株式会社りそな銀行	325

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成29年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 45,656,000株
- ② 発行済株式総数 13,900,000株
- ③ 当期末株主数 7,794名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
株 式 会 社 エ ム	997,000	7.83
松 本 恵 美 子	738,000	5.79
シノブフーズ取引先持株会	710,483	5.58
松 本 隆 次	697,000	5.47
佐 々 木 真 司	694,000	5.45
松 本 龍 也	461,529	3.62
松 本 崇 志	411,374	3.23
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	245,900	1.93
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行	217,809	1.71
シノブフーズ従業員持株会	175,550	1.38

(注) 持株比率は自己株式(1,160,435株)を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

名称	シノブフーズ株式会社 2015年度新株予約権
発行決議の日	平成27年6月26日
新株予約権の数	700個
保有人数 当社取締役（社外役員を除く）	5名
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	当社普通株式70,000株（新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額	60,000円（新株予約権1個当たり）
新株予約権の行使価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成29年7月14日から平成34年7月13日まで
新株予約権の行使条件	新株予約権者は、権利行使時において、当社の取締役、執行役員または従業員のいずれかの地位にあることを要する。その他の新株予約権の行使条件については、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(注) 払込金額に基づく債務は、当社に対する報酬債権と相殺され、金銭の払込みはありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役及び監査役の状況（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 社長執行役員	松 本 崇 志	
取締役 専務執行役員	西 村 寿 清	CVS事業担当兼関西統轄本部長 巽パン株式会社 代表取締役社長
取締役 常務執行役員	隅 田 真 年	中四国統轄本部長
取締役 常務執行役員	清 水 秀 輝	管理本部長
取締役 執行役員	長 尾 正 史	管理本部副本部長 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長
取 締 役	加 藤 道 彦	大阪樟蔭女子大学大学院 教授
取 締 役	中 野 由 里 (松 田 由 里)	税理士法人スプラウト 代表社員 株式会社スプラウトビーンズ 代表取締役
監 査 役 (常 勤)	川 口 博 司	
監 査 役	橋 爪 健 治	ネクサス監査法人 代表社員
監 査 役	佐 賀 千 恵 美	佐賀千恵美法律事務所 所長

- (注) 1. 取締役加藤道彦及び中野由里の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役橋爪健治及び佐賀千恵美の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役加藤道彦、同中野由里、監査役橋爪健治、同佐賀千恵美の4氏を株式会社東京証券取引所の規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査役川口博司氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役橋爪健治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役佐賀千恵美氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 取締役中野由里氏は、税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 取締役中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里であります。職務上使用している氏名で表記しております。
9. 税理士法人スプラウトと当社との間には、取引関係はありません。
10. 株式会社スプラウトビーンズと当社との間には、取引関係はありません。
11. ネクサス監査法人と当社との間には、取引関係はありません。
12. 佐賀千恵美法律事務所と当社との間には、取引関係はありません。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役と、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は法令が定める最低責任限度額であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額またはその算定方法に係る決定に関する方針

取締役の報酬は、基本報酬（月額報酬）と業績連動した賞与により構成され、各取締役の報酬は、その地位や業績への貢献度等を総合的に勘案し決定しております。また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットとリスクを株主様と共有し、企業価値の向上に向けた貢献意欲をより高めることを目的に、各取締役の役位に応じて決定しております。なお、社外取締役に対する賞与及び株式報酬型ストックオプションはございません。

また取締役の報酬制度については、報酬等の妥当性や決定プロセスの客観性及び透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として、独立社外取締役を委員長とする指名報酬諮問委員会（社外取締役2名、社内取締役2名）を平成28年6月29日に設置し、当事業年度においては取締役及び執行役員報酬制度の設計について協議いたしました。

監査役の報酬は、その役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

なお、株主総会で承認された取締役及び監査役のそれぞれの報酬の限度額の範囲において、各取締役の報酬は取締役会の決議により、各監査役の報酬は監査役の協議により、それぞれ決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	基本報酬	賞与	株式報酬型 ストック オプション	計
	名	百万円	百万円	百万円	百万円
取 締 役	7	125	15	21	162
(うち社外取締役)	(2)	(6)	—	—	(6)
監 査 役	3	17	—	—	17
(うち社外監査役)	(2)	(5)	—	—	(5)
合 計	10	143	15	21	179

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成24年6月28日開催の第42期定時株主総会において、年額280百万円以内と決議されております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第36期定時株主総会において、年額36百万円以内と決議されております。
3. 取締役としての支給のほかには、使用人給与の支給を受けている取締役はおりません。
4. 上記の株式報酬型ストックオプションの額は、当事業年度において株式報酬費用として計上した額であります。

⑤ 社外役員に関する事項
当事業年度における主な活動内容

地位	氏名	取締役会及び 監査役会出席回数	活動状況
取締役	加藤 道彦	取締役会 13回/13回	会社経営に携われてきた豊富な経験と大学院教授としての高い知見に基づいて、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員長を務めました。 監査役会には、オブザーバーとして13回中12回に出席し、監査役との連携、情報共有を図っております。
	中野 由里 (松田 由里)	取締役会 10回/10回	税理士として豊富な経験や専門的知見と経営コンサルタントとしての卓越した知識に基づいて、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行っております。また、指名報酬諮問委員会委員を務めました。 監査役会には、オブザーバーとして取締役就任後開催された10回すべてに出席し、監査役との連携、情報共有を図っております。
監査役	橋爪 健治	取締役会 13回/13回	公認会計士として豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
		監査役会 13回/13回	
	佐賀千恵美	取締役会 11回/13回	弁護士として豊富な経験や専門的知見に基づき、独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
		監査役会 11回/13回	

- (注) 1. 取締役中野由里氏については、平成28年6月29日の就任後に開催された取締役会のみを対象としております。
2. 取締役中野由里氏は、戸籍上の氏名は松田由里であります。職務上使用している氏名で表記しております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名 称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 報 酬 等 の 額

	支 払 額
1. 当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	22百万円
2. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22百万円

(注) 1. 監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人監査計画の適切性・妥当性及び報酬見積の相当性などについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等につき会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分することが困難なため、当該事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める解任事由のいずれかに該当すると判断した場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。また、会計監査人がその職務を適正に遂行することができないと認められる場合、または会計監査の適正性及び信頼性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会計監査人と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める限度であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の基本方針について、平成28年3月18日開催の取締役会で決議した内容及び基本方針に基づく当期の運用状況は以下のとおりです。

- ① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 1. 当社グループは、「シノブグループ行動憲章」、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」を周知し、全ての取締役及び使用人への法令遵守の徹底をはかりま
 2. 内部監査部門は、内部監査規程に基づき監査役等と連携をはかりながら、内部統制の評価ならびに業務の適正及び有効性について、グループ全体の監査を行います。
 3. 内部通報制度により、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」等に違反する行為またはそのおそれのある行為について、通報を受けるとともに、通報を理由に不利益な取り扱いを受けないよう通報者を保護します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
「文書取扱規程」にしたがって、取締役の職務の執行に係る情報について、適切に保存及び管理を行うとともに秘密保持に努めます。
- ③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 1. 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」にしたがって、リスクの未然防止のために管理体制を整備するとともに、重大リスク発生における対応を的確に行い、企業価値の保全をはかりま
 2. リスク管理委員会では、リスクの識別、評価を行い、重点リスクへの対応方針を決定し、その取り組みを行います。
- ④ 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 1. 取締役会が定めた当社グループの中期経営計画に基づき、当社及び子会社が年度計画を策定し、取締役及び執行役員等で構成される経営会議等において業績の進捗を管理しています。
 2. 当社は執行役員制度を導入し、業務執行における責任の明確化と意思決定の迅速化をはかりま
- ⑤ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る当社への報告に関する体制
当社の取締役が子会社の取締役を兼務することで、子会社のモニタリングを行うとともに、子会社の事業に関する重要な情報については当社の取締役会に報告することを求めています。

- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社では、現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置しておりませんが、監査役から求めがあった場合には、監査部門の人材を配置します。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
1. 監査役は、職務遂行上において必要な場合、当該使用人に対して取締役から独立させて業務の補助を行うよう指示できるものとします。
 2. また、当該使用人の人事については、事前に監査役の同意を得たうえで行います。
- ⑧ 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
1. 監査部は、内部監査の結果を監査役に報告します。
 2. 会社に著しい損害をおよぼすおそれのある事態が発生した場合は、取締役及び使用人は監査役に速やかに報告します。
 3. 取締役の職務執行に関して、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性、もしくは発生した事実を報告します。
 4. 内部通報制度に基づき通報された事実を報告します。
 5. 当社は、上記に係る報告を行ったグループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止します。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
1. 監査役が必要とした場合には、外部専門家（弁護士、会計士など）との連携をはかるなど、監査活動の支援体制を確保します。
 2. 監査役がその職務を執行するうえで必要な費用は、請求により会社は速やかに支払うものとします。
- ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況
1. 当社は、「シノブグループコンプライアンスに関する基本方針」において、反社会的勢力に対しては断固とした態度で臨む旨を定め、周知徹底をはかります。
 2. 反社会的勢力との関係を遮断するため、取引契約に「暴力団排除条項」を定め、相手が反社会的勢力であることが判明した場合に、関係を速やかに解消する取り組みを行います。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① コンプライアンス体制への取り組み
コンプライアンス規程に基づき、平時における従業員のコンプライアンス意識の向上を図るために、顧問弁護士等による研修を執行役員及び幹部社員が出席する業務運営会議で4回開催するとともに、各工場においてはハラスメントに関する研修を実施いたしました。
働きやすい職場環境を確保するため、労務管理担当学会議を毎月開催し、各工場における労務面での法令遵守状況の確認、環境改善に向けた取り組みを行いました。
また、効果的なコンプライアンス体制を整備するため、新たに弁護士による外部通報窓口を設置し、内部通報制度の充実を図りました。
- ② リスク管理体制への取り組み
リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を5回開催し、当社グループに関するリスクの認識、分析を行いリスクの低減に向けた対応を行っております。
当事業年度は特に、生産現場における人材の確保や重大クレーム発生時の対応の再確認などをテーマにした議論を行い、リスクに対する予防的措置を図りました。
- ③ 職務執行体制への取り組み
取締役会は、平成27年5月に発表した中期経営計画の進捗状況について定期的に報告を受け、事業環境等を確認しながら対応を検討しております。また、社長が重要な業務執行について決裁を行う際には、執行役員で構成する経営会議において多面的な検討を行います。当事業年度においては権限を見直し、意思決定の迅速化を図りました。
- ④ 監査役の監査体制への取り組み
監査役は、取締役会をはじめ経営会議やリスク管理委員会など社内の重要な会議に出席するとともに、内部監査部門が実施する工場等への往査に同行し、製造、開発、営業部門等に対するヒアリングを行いました。
また、三様監査といわれる内部監査部門及び会計監査人とは、定期的に意見交換を行うとともに、必要に応じて情報交換や意見交換会を行い、連携を密にして監査の実効性の確保に努めました。

(7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,477	流動負債	7,577
現金及び預金	2,215	買掛金	3,488
売掛金	4,744	一年以内返済長期借入金	1,253
商品及び製品	26	未払金	1,904
原材料及び貯蔵品	212	未払法人税等	168
繰延税金資産	127	賞与引当金	255
その他	153	その他	506
貸倒引当金	△1	固定負債	2,331
固定資産	13,556	長期借入金	2,023
有形固定資産	12,955	退職給付に係る負債	226
建物及び構築物	2,707	その他	81
機械装置及び運搬具	2,686	負債合計	9,909
工具器具及び備品	283	(純資産の部)	
土地	7,265	株主資本	10,964
建設仮勘定	12	資本金	4,693
無形固定資産	102	資本剰余金	3,247
投資その他の資産	498	利益剰余金	3,637
投資有価証券	109	自己株式	△613
繰延税金資産	90	その他の包括利益累計額	18
その他	313	その他有価証券評価差額金	35
貸倒引当金	△14	退職給付に係る調整累計額	△16
資産合計	21,034	新株予約権	112
		非支配株主持分	30
		純資産合計	11,125
		負債・純資産合計	21,034

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
売上高		46,059
売上原価		36,869
売上総利益		9,190
販売費及び一般管理費		8,211
営業利益		978
営業外収益		
受取利息配当金	21	
受取賃貸料	10	
受取手数料	6	
その他	15	53
営業外費用		
支払利息	13	
支払手数料	43	
租税公課	24	
賃貸物件関連費用	2	
その他	4	87
経常利益		944
特別利益		
固定資産売却益	10	10
特別損失		
固定資産除却損	28	28
税金等調整前当期純利益		926
法人税、住民税及び事業税	273	
法人税等調整額	△14	259
当期純利益		666
非支配株主に帰属する当期純利益		4
親会社株主に帰属する当期純利益		662

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
平成28年4月1日現在の残高	4,693	3,247	3,166	△613	10,493
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△191		△191
親会社株主に帰属する当期純利益			662		662
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	-	471	-	471
平成29年3月31日現在の残高	4,693	3,247	3,637	△613	10,964

	その他の包括利益累計額			新 株 予 約 権	非 支 配 株 主 分 持	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
平成28年4月1日現在の残高	25	△22	3	48	25	10,570
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当						△191
親会社株主に帰属する当期純利益						662
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	9	5	15	64	4	84
連結会計年度中の変動額合計	9	5	15	64	4	555
平成29年3月31日現在の残高	35	△16	18	112	30	11,125

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

すべての子会社（株式会社エス・エフ・ディー及び異パン株式会社の2社）を連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

当社には、非連結子会社及び関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。

なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

時価のないもの 移動平均法による原価法によっております。

2. たな卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品及び製品 総平均法

原材料及び貯蔵品 総平均法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 15～50年

機械装置及び運搬具 6～10年

③ 重要な引当金の計上基準

1. 貸倒引当金 売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
2. 賞与引当金 従業員及びパートタイム従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

1. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員及びパートタイム従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、パートタイム従業員は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

2. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

3. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更に関する注記

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「助成金収入」は、営業外収益の100分の10以下となったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(7) 追加情報

（繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	405百万円				
機	械	装	置	414百万円		
土	地	3,433百万円				
投	資	有	価	証	券	14百万円
計				4,268百万円		

② 担保にかかる債務

一年以内返済長期借入金	483百万円
長期借入金	1,375百万円
計	1,859百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,967百万円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式	13,900,000株	一株	一株	13,900,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月29日 定時株主総会	普通株式	95百万円	7円50銭	平成28年3月31日	平成28年6月30日
平成28年11月4日 取締役会	普通株式	95百万円	7円50銭	平成28年9月30日	平成28年12月6日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成29年6月29日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
95百万円	7円50銭	平成29年3月31日	平成29年6月30日

- (3) 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に米飯や調理パンの製造販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、全て1年以内の支払期日であります。

長期借入金は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、返済日は決算日後最長で11年後であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

1. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、売掛金回収マニュアルに従い、経理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとの期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

2. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金の金利変動リスクを回避するため、原則として固定金利による借入を実施しております。

3. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経理部が資金計画を作成し、流動性リスクを管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 現金及び預金	2,215	2,215	－
② 売掛金	4,744	4,744	－
③ 投資有価証券	81	81	－
資産合計	7,041	7,041	－
① 買掛金	3,488	3,488	－
② 未払金	1,904	1,904	－
③ 長期借入金（一年以内返済予定を含む）	3,277	3,277	0
負債合計	8,670	8,671	0

（注1）金融商品の時価の算定方法

資産

① 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 売掛金

売掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 投資有価証券

投資有価証券の時価は、取引所の価格によっております。

負債

① 買掛金

買掛金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 未払金

未払金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 長期借入金

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	28

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めておりません。

5. 1 株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 862円12銭
- (2) 1株当たり当期純利益 51円99銭

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,182	流動負債	7,556
現金及び預金	1,939	買掛金	3,469
売掛金	4,736	一年以内返済長期借入金	1,253
商品及び製品	26	未払金	1,908
原材料及び貯蔵品	212	未払法人税等	163
繰延税金資産	127	賞与引当金	255
その他	140	その他	505
貸倒引当金	△1	固定負債	2,307
固定資産	13,492	長期借入金	2,023
有形固定資産	12,955	退職給付引当金	202
建物	2,489	その他	81
構築物	218	負債合計	9,863
機械装置	2,683	(純資産の部)	
車両運搬具	3	株主資本	10,664
工具器具及び備品	283	資本金	4,693
土地	7,265	資本剰余金	3,247
建設仮勘定	12	資本準備金	1,173
無形固定資産	102	その他資本剰余金	2,073
投資その他の資産	435	利益剰余金	3,337
投資有価証券	109	その他利益剰余金	3,337
関係会社株式	17	特別償却積立金	25
繰延税金資産	82	圧縮記帳積立金	40
その他	240	繰越利益剰余金	3,271
貸倒引当金	△14	自己株式	△613
資産合計	20,675	評価・換算差額等	34
		その他有価証券評価差額金	34
		新株予約権	112
		純資産合計	10,811
		負債・純資産合計	20,675

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	45,827
売上原価	36,720
売上総利益	9,106
販売費及び一般管理費	8,143
営業利益	962
営業外収益	
受取利息配当金	21
受取手数料	6
その他	20
営業外費用	
支払利息	13
支払手数料	43
租税公課	24
その他	1
経常利益	928
特別損失	
固定資産除却損	28
税引前当期純利益	900
法人税、住民税及び事業税	277
法人税等調整額	△25
当期純利益	648

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			
		資本準備金	その 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
				特別償却 積立金	圧縮記帳 積立金	繰越利益 剰余金		
平成28年4月1日現在の残高	4,693	1,173	2,073	3,247	33	42	2,804	2,880
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△191	△191
特別償却積立金の取崩					△7		7	-
圧縮記帳積立金の取崩						△1	1	-
当期純利益							648	648
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	△7	△1	466	457
平成29年3月31日現在の残高	4,693	1,173	2,073	3,247	25	40	3,271	3,337

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合 計	その他有価 証券評価 差 額	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日現在の残高	△613	10,207	25	25	48	10,281
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△191				△191
当期純利益		648				648
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			9	9	64	73
事業年度中の変動額合計	-	457	9	9	64	530
平成29年3月31日現在の残高	△613	10,664	34	34	112	10,811

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針にかかる事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | |
|--------------------------------------|--|
| ① 子会社株式 | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ② その他有価証券 | |
| 時価のあるもの | 決算期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。 |
| 時価のないもの | 移動平均法による原価法によっております。 |
| ③ たな卸資産の評価基準及び評価方法 | |
| 評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。 | |
| 商品及び製品 | 総平均法 |
| 原材料及び貯蔵品 | 総平均法 |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|----------|---|
| ① 有形固定資産 | 定率法によっております。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建 物 15～50年
機械装置 7～10年 |
| ② 無形固定資産 | 定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
- ② 賞与引当金
- ③ 退職給付引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

従業員及びパートタイム従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

従業員及びパートタイム従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。また、パートタイム従業員は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（6年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

- ② 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

- ③ 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(6) 表示方法の変更に関する注記

前事業年度において、区分掲記しておりました「営業外収益」の「受取賃貸料」及び「助成金収入」は、営業外収益の100分の10以下となったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

(7) 追加情報

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保にかかる債務

① 担保に供している資産

建	物	405百万円
機	械	414百万円
土	地	3,433百万円
投	資	14百万円
有	価	
証	券	
計		4,268百万円

② 担保にかかる債務

一	年	以	内	返	済	長	期	借	入	金	483百万円
長	期	借	入	金							1,375百万円
計											1,859百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 11,967百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権	1百万円
② 短期金銭債務	10百万円

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業取引の取引高	127百万円
② 営業取引以外の取引高	1百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	1,160,435株		一株		一株	1,160,435株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(流動の部)

繰延税金資産	
未払事業税等	27百万円
賞与引当金	78百万円
その他の	24百万円
繰延税金資産合計	<u>130百万円</u>
繰延税金負債	
特別償却積立金	3百万円
繰延税金負債合計	<u>3百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>127百万円</u></u>

(固定の部)

繰延税金資産	
退職給付引当金	61百万円
減価償却超過額	23百万円
減損損失	59百万円
新株予約権	34百万円
その他の	33百万円
繰延税金資産小計	<u>212百万円</u>
評価性引当額	<u>△88百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>123百万円</u>
繰延税金負債	
特別償却積立金	7百万円
圧縮記帳積立金	18百万円
その他有価証券評価差額金	11百万円
その他の	3百万円
繰延税金負債合計	<u>40百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u><u>82百万円</u></u>

6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称 又は氏名	資本金又は 出資金	事業の内容又は 職業	議決権等の所有 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (注2、3)	科目	期末残高
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員の近親者が議決権の過半数を所有している会社	共永運輸株式会社	13百万円	運送業	なし	なし	当社製品の配送業務他	当社製品の配送業務他 (注1)	514百万円	-	-
						生産設備の賃貸	生産設備の賃貸 (注1)	15百万円	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 当社が取引している他社の金額を参考にし、毎期価格交渉の上決定しております。

(注2) 取引金額には、消費税等が含まれておりません。

(注3) 共永運輸株式会社は、平成29年1月に関連当事者に該当しなくなったため、取引金額は関連当事者であった期間の取引を記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	839円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	50円90銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

シノプフーズ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シノプフーズ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

シノプフーズ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森 村 圭 志 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 千 崎 育 利 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、シノプフーズ株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第47期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第47期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通をはかり、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、当社の取締役会で担当取締役から定期的に事業の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成29年5月15日

シノブフーズ株式会社 監査役会

常勤監査役 川 口 博 司 ㊟

社外監査役 橋 爪 健 治 ㊟

社外監査役 佐 賀 千 恵 美 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、中長期的な企業価値の向上のために、生産設備などの成長投資と財政基盤の強化のための内部留保を確保したうえで、株主の皆さまへの利益配当を安定かつ継続的に行うことを基本方針としております。

この方針のもと、当期の期末配当は7円50銭とさせていただきますと存じます。なお、中間配当として7円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき15円となります。

(1) 配当財産の種類	金銭
(2) 配当財産の割当てに関する事項 及びその総額	当社普通株式1株につき金7円50銭 配当総額95,546,738円
(3) 剰余金が効力を生じる日	平成29年6月30日

第2号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって取締役長尾正史、加藤道彦の両氏が任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	長尾正史 (昭和39年3月30日生)	<p>平成2年8月 監査法人トーマツ入所 (現 有限責任監査法人トーマツ)</p> <p>平成23年8月 当社入社 管理本部経理部部长</p> <p>平成27年4月 当社 執行役員管理本部副本部長</p> <p>平成27年6月 当社 取締役執行役員 管理本部副本部長(現任)</p> <p>平成28年6月 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 株式会社エス・エフ・ディー 代表取締役社長 (取締役候補者とした理由) 長尾正史氏は、公認会計士としての会計及び財務に関する専門的な知識と経験を当社経理部門の責任者として遺憾なく発揮し、管理本部副本部長として職務遂行しております。今後の当社の発展にさらに寄与すると考えられることから、引き続き、取締役として選任をお願いするものであります。</p>	3,899株
2	加藤道彦 (昭和22年7月2日生)	<p>昭和47年4月 株式会社ワコール入社(現 株式会社ワコールホールディングス)</p> <p>平成10年6月 取締役総務部長</p> <p>平成13年4月 取締役社長室長兼総務部長</p> <p>平成15年4月 取締役コーポレート・コミュニケーション部門担当</p> <p>平成16年6月 常勤監査役</p> <p>平成25年4月 大阪樟蔭女子大学大学院 教授(現任)</p> <p>平成27年6月 当社 取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 大阪樟蔭女子大学大学院 教授 (社外取締役候補者とした理由) 加藤道彦氏は、企業経営に携わるなど、豊かな経験と大学院教授としての高い見識を有しており、社外取締役として、客観的な経営の監督が遂行できていると判断し、今後も、重要な意思決定に参画いただく為、引き続き、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	353株

- (注) 1. 各取締役候補者の保有する当社株式は、平成29年3月31日現在の役員持株会を通じて各候補者が実質的に保有する株式数を含めて記載しております。
2. 加藤道彦氏は社外取締役候補者であります。
3. 加藤道彦氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって2年であります。
4. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
5. 当社は、加藤道彦氏との間で、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. 加藤道彦氏が社外取締役として選任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令で定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。当該補欠監査役候補者のうち、浅井一夫氏は社外監査役以外の監査役の補欠の監査役として、土本拓美氏は社外監査役の補欠の監査役として、それぞれ選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	浅井一夫 (昭和34年12月30日生)	昭和60年3月 西日本ローソン株式会社入社 平成元年12月 当社入社 平成7年3月 当社総務部 平成25年4月 当社監査部 課長(現任) (補欠監査役候補者とした理由) 同氏は、長年にわたる総務部門や監査部門の豊富な経験・見識を鑑み、監査役の員数を欠くことになった際には、社外監査役以外の監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	200株
2	土本拓美 (昭和25年8月12日生)	昭和45年4月 岡本永康税理士事務所入所 (現 土本拓美税理士事務所) 平成15年3月 税理士 平成19年6月 当社監査役 平成24年1月 土本拓美税理士事務所(現任) 平成27年6月 当社監査役 退任 (補欠の社外監査役候補者とした理由) 同氏は、社外監査役となること以外に直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士として会計・財務の専門的な知識・経験を活かし、8年にわたり当社の社外監査役として職務を適切に遂行していただいたことを鑑み、監査役の員数を欠くことになった際の社外監査役として適任であり、補欠監査役候補者としております。	4,200株

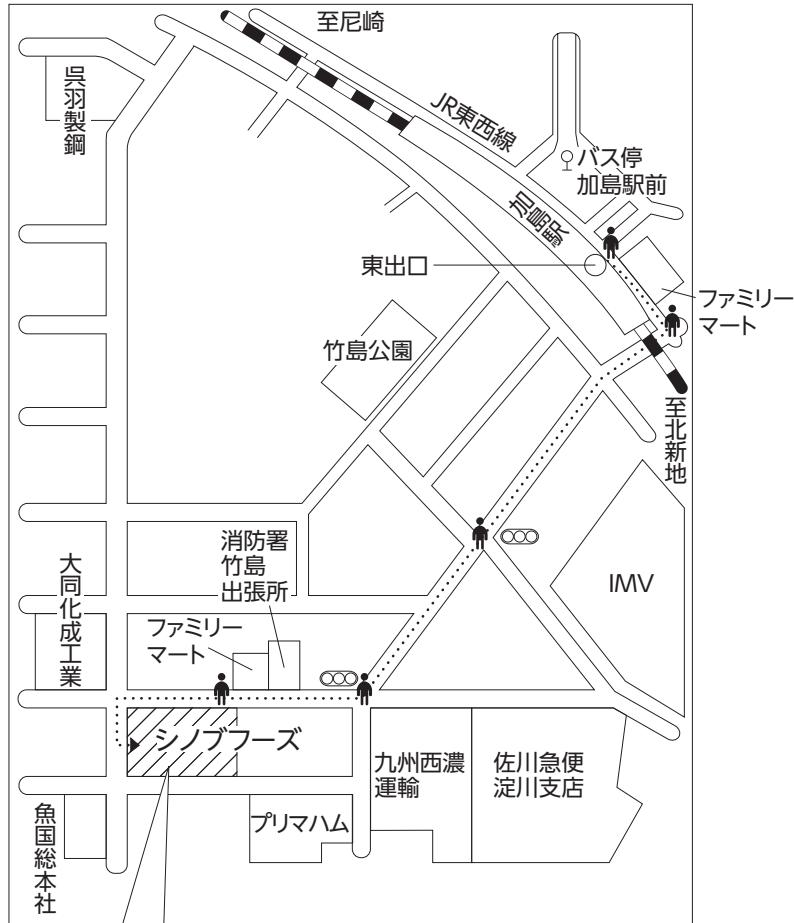
- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 土本拓美氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の損害賠償責任について、法令の定める限度額まで限定する契約を締結する予定であります。
3. 土本拓美氏は、社外監査役の補欠として選任するものであります。なお、同氏が監査役に就任された場合、東京証券取引所の定める独立役員となる予定であります。

以上

株主総会会場ご案内図

J R東西線加島駅より徒歩約7分
大阪市バス（97系統）阪急バス（18系統）加島駅前バス停より徒歩約7分
（お願い）会場にお越しの際は、駐車場に限りがございますので、恐れ入りますが、公共交通機関をご確認のうえご利用ください。

 マークの場所に、弊社社員がご案内させていただいておりますので
お気軽にお尋ねください。



大阪市西淀川区竹島2丁目3番18号
シノプフーズ 株式会社 本社
代表電話 06-6477-0113